

な箇所で行うため、作業中の心身におよぼす労苦が大きいので、これに報いるために支払われる加算給である。額は受給者の範囲と作業種類を限定し、かつ交流500V以上(直流100V以上)の電圧架線・電線にかぎり1時間当たり30円である。

(7) **夜間重労働加算給** 東京・大阪等の電車線区間に勤務する線路工手、電力工手等は電車回数が多いため昼間実施できない軌条・枕木更換・架線の取替等の重労働作業を、夜間終電と初電との間に実施しなければならない状態で、その労苦がはなはだしいのでこれに報いるため支払われる加算給である。翌日明け休みを与えることによって割増賃金は支払わないことになっている。額は作業の難易・労働の軽重によって一夜につき200円および120円の2種がある。

(8) **防災作業加算給** 火災、風水害等の非常事故の場合、あるいは脱線車両の引上げ、線路の応急復旧等、この性質上一刻も猶余できない作業であるため、不眠不休の作業が多いものについて、その労苦に報いるために支払われる加算給である。額は警戒の場合1時間当たり6円以内、火風水作業の場合1日1人60円以内、車両脱線事故復旧作業の場合1作業当たり100円から800円までである。

(9) **出札勤務加算給** 国鉄の出札事務は陸続と来る不特定多数の乗客に、異なった乗車券類を瞬間的にかつ単独で発売するため、不可避的な錯誤によって多額の弁納金を納める事態が全国各線を通じて起っている。これを救済しあわせて能率的な要素も採り入れて、駅によりまた駅の出札窓口により、売上額に応じて日額を定め支払われる加算給である。額は各鉄道管理局の業務量その他によって多少の差はあるが、おおむね前年度実績を考慮して発売枚数3、売上額7の割合で算出した額を、駅別に最高日額60円から1円までの範囲内で支給している。

(10) **伝染病防疫作業加算給** 医師・看護婦以外の衛生知識の乏しい一般職員が、伝染病の発生あるいは発生のおそれある場合に、伝染病患者の救護あるいは病菌のついた衣服・器具等を処理するなど、病菌に感染する危険があり、不衛生かつ不快な作業に対し補償の意味で支払われる加算給である。額は伝染病の種類によって1日80円から40円の範囲内である。

(11) **鉄道病院伝染病室勤務加算給** 鉄道病院隔離病室に勤務する看護婦・雑務手は、患者の吐瀉物および汚物その他病毒感染物を直接取扱うので、病気に感染する機会も多く、かつ不衛生な勤務なのでこれに報いるため支払われる加算給である。額は1日につき12円以内である。

(12) **往診加算給** 鉄道病院・診療所勤務の医師・看護婦等が往診という本来の職務のほかに付加された勤務に服する場合、これに報いるため支払われる加算給である。額は医長・看護婦等職務の軽重によって1回当たり50円から10円までに区分している。

(13) **教務加算給** 鉄道教習所等において、専任講師以外の一般職員の中から適任者を選定して、教授を委嘱した場合に支払われる加算給で、本来の自己職務を遂行しつつ教授を行うのであるから、この分だけとくに付加された勤務である。

(14) **駐留軍火薬庫構内作業加算給** 火薬庫構内で爆弾、弾薬積載車の解結作業等に従事する職員は、常時危険にさらされかつ車の監視下での作業であるため、精神的苦痛が大きいので、これに報いる加算給である。額は1時間当たり3円である。

(15) **つつが虫地帯危険作業加算給** 秋田・山形の両県および新潟県を貫流する阿賀野川・信濃川等の流域に生そくする、つつが虫を病源体として起るつつが虫病は、死亡率がきわめて高く、まだこれに対する完全予防が発見されない現在、これら危

険地帯の流域で橋梁(きょうりょう)の改良・保守・測量等を行う職員の労苦に対し支払われる加算給で、額は1時間当たり15円である。

(16) **高所作業加算給** 足場不安定な高所で作業する職員は、平地と異なり一刻も注意を怠ることは許されないため、心身におよぼす苦痛の度合は高く、また墜落による死傷率も少なくないこと等から、その労苦を補償する意味で支払われる加算給で、額は高さと作業時間により区別し、40円から10円の範囲内である。

(17) **水洗式便所作業加算給** 局舎・駅所等の水洗式便所が、紙綿等により排水管等がつまった場合、これら不潔物を直接取り除いて故障箇所の修理を行う作業は、伝染病その他病菌に感染するおそれがあり、誰もが嫌う不潔有害な作業であるので、これに対する補償のために支払われる加算給で、額は1回につき40円の範囲内である。

(18) **小口貨物積卸および貨物手押入換作業加算給** 荷扱手無配置の駅で、駅長以下全職員協同で本務以外の荷扱作業等に従事し、駅の責任個数(駅定員に月の日数を乗じた額)を超過した場合、超過個数1個について1円の割で支払われる加算給である。

(19) **貨物関係荷扱手加算給** 荷扱手配置駅を対象とした従前の小口貨物積卸等加算給から分離させた加算給で、従前の職務加算給を統合するとともに、重量を加味して新たに定めたものである。業務量の増加に比例して荷扱手の増員を行わず、標準作業量(荷扱手1月1人の責任換算取扱個数3,300個)以上の作業を遂行させ、これによって業務能率を向上させる意味から支払われる加算給で、額は月間業務遂行率によって区分し、200~400円を限度とし最低150円から150円刻みの段階差を設けている。

(20) **車両特別清掃加算給および船舶特別清掃加算給** 整備掛等が駐留軍車両・船舶の清掃に従事した時に支払われる加算給である。額は車両の種類によって区分し、1車清掃につき1円50銭、8円および300円、船舶は1船につき520円となっている。

(21) **電信加算給** 従前電信技能検定期程により技能検定の等級3級以上に合格した職員に対し、技能奨励のために報償金の形で定額を支払ってきたものであるが、この方法を廃止し、昭和29・4に新たに制度化したものである。この目的は電信掛(兼務者を含む)の技能向上をはかると同時に、これと併行して電信業務の能率を増進させ、もって鉄道業務運営に貢献させるためである。額は月間業務量と技能等級をからませて、1日2円から10円の範囲内である。(斎藤愛三郎)

さぎょうきじゅん 作業基準 車両またはこれに使用する部品を修繕する場合、修繕基準によって修繕の範囲・仕上りの程度などが指示されているが、工場の設備・環境等により、細部の作業方法を各工場別に定めたものを作業基準という。そのおもな内容はつぎのようである。① 作業工程の指示 ② 機械器具の指定およびその使用方法の指示 ③ 手作業方法の指定 ④ 作業用材料の指定 ⑤ 作業上の必要事項および禁止事項 ⑥ その他の注意事項。なお旋盤加工や鍛冶の熱処理作業などで、加工上の順序方法その他の注意をさらに細部にわたって示したものを指導票という。(土岐実光)

さぎょうきじゅん 作業時間計算

1 必要性とその目的

仕事の能率のよい悪いを判断するには、仕事をまず標準化してそれを物指しとして、その実績を比較することがよい。国鉄